第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級25号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　昭和63年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者

⑵　平成９年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成31年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び平成31年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　試験種目及び出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　刑法

ｂ　経済理論

⑶　試験期日　平成30年５月13日（日）

⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、前橋市、静岡市、甲府市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、青森市、札幌市、函館市、釧路市、高松市、高知市及び松山市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　平成30年５月31日（木）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、論文試験及び人物試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のア及びイの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式による憲法の筆記試験を行う。

イ　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日

ア　専門試験及び論文試験　平成30年５月13日（日）

イ　人物試験　平成30年６月12日（火）から７月９日（月）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　専門試験及び論文試験

第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第１次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第１次試験と同一の試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試　験　地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　前橋市　静岡市　甲府市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市　神戸市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市　金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市　盛岡市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　高知市　松山市

⑸　最終合格者発表　平成30年８月３日（金）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　平成30年４月２日（月）午後３時00分から同月10日（火）まで

なお、申込みは、平成30年４月10日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（一般職（大卒程度））」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職試験（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成30年４月２日（月）から同月４日（水）まで

なお、平成30年４月４日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。